

ひきこもり支援について

令和 3 年 5 月 31 日

厚生労働省

ひきこもり支援施策の全体像

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

- 相談者の相談内容に応じて、継続的な支援（プラン作成）を行うとともに、適切な関係機関へつなぐ
- 相談内容ごとに適切な判断をする「司令塔」として、多くの関係機関との連携を図っておくことが重要
- アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等を実施
- 就労準備支援等の実施体制の整備促進
- 就労支援の機能強化

ひきこもりに特化した事業

ひきこもりサポート事業

- ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う
- ひきこもりの居場所づくり、ひきこもり施策情報の発信を行う
- 中高年をはじめ当事者個々が参加しやすい居場所づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催
- 調査研究や広報の実施

ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援

- SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援を行う

【令和2年度第三次補正予算】

アウトリーチ

来所・電話相談

自立相談支援機関

サポステ

家族会・当事者会

ハローワーク

社会福祉法人

NPO法人

企業、商店

市町村プラットフォーム

※その他の連携先：社会福祉協議会、民生委員、保健センター等

チームによる支援

来所・電話相談

ひきこもり地域支援センター

都道府県（指定都市）域

ひきこもり地域支援センター



ひきこもり支援コーディネーター
多職種チーム

ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターが、関係機関と連携して訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- 法律、医療、心理、就労等の多職種から構成されるチームの設置

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもりの経験者（ピアサポーター）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、訪問による支援等を行う
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

国

普及啓発と情報発信

- ひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図り、当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進

ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への支援 ～就職氷河期世代支援 市町村プラットフォーム～

【市町村プラットフォーム】

社会参加に向けた支援を必要とする方を対象として、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つ。

新たな会議体の設置を求めるものではなく、

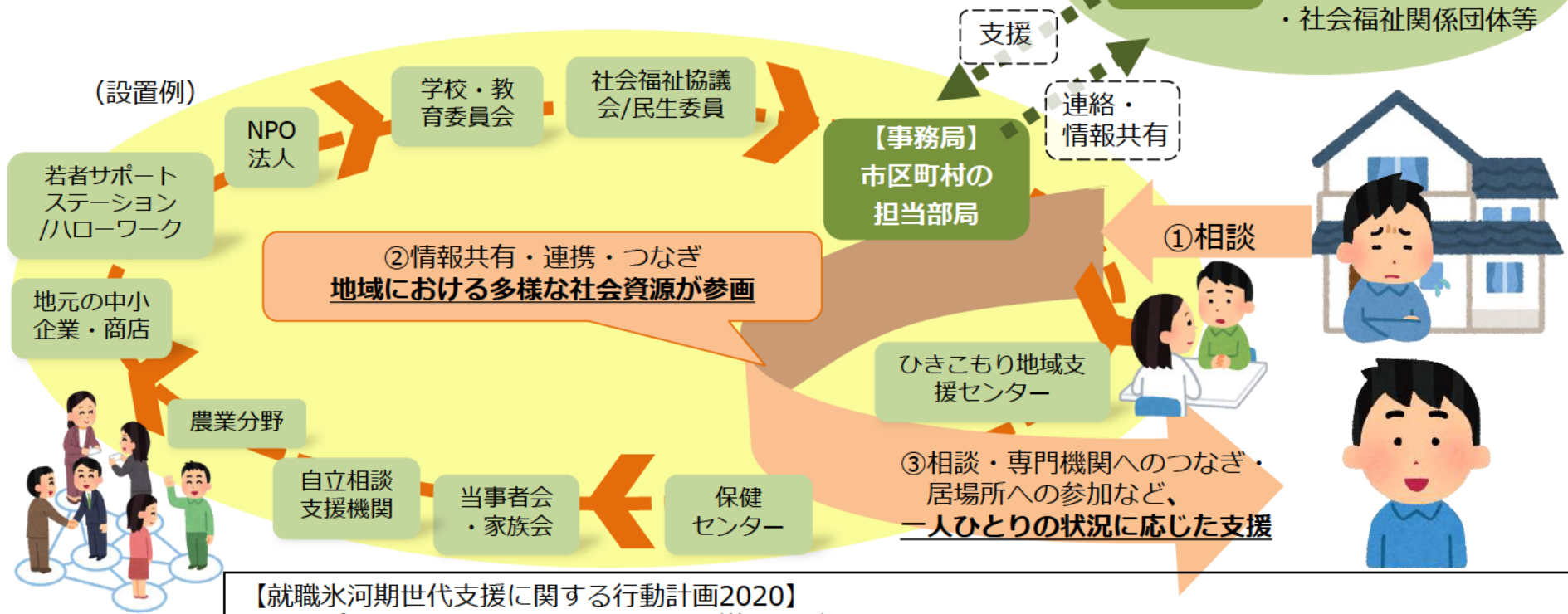
- ・ 既存の会議体の活用（自立支援調整会議、地域ケア会議等）
- ・ 各機関の 担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築

によるプラットフォームの設置・運営を想定（小規模自治体は広域での設置も可）

都道府県プラットフォーム

都道府県
福祉部局

- ・ 都道府県労働部局
- ・ 経済団体
- ・ 社会福祉関係団体等



【就職氷河期世代支援に関する行動計画2020】

市町村プラットフォームについては、都道府県が出張相談や研修会等を開催して市町村の取組を促すとともに、小規模な自治体は広域で設置する等の工夫もこらしながら、原則、令和3年度内の設置を・運営を目指す。

(参考) 「ひきこもり」の定義など

I 「ひきこもり」の定義

- 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

＊「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）

（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

II 実態把握 内閣府「生活状況に関する調査」

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。
- 「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事するときだけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。（①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群）

調査時期	調査対象者	有効回答数	広義のひきこもり群			(内 訳)			
						狭義のひきこもり群		準ひきこもり群	
			実数	出現率	推計数	実数	推計数	実数	推計数
平成27年度	15～39歳	3,115人	49人	1.57%	54.1万人	16人	17.6万人	33人	36.5万人
平成30年度	40～64歳	3,248人	47人	1.45%	61.3万人	28人	36.5万人	19人	24.8万人

III 厚生労働大臣メッセージ（令和元年6月26日）

「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」 ～ 抜粋 ～

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくっていかねばならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。